

農業総合センター施設使用のご案内

福島県農業総合センター

○施設の概要

多目的ホール		大会議室
面積	約300㎡(床材:木材、石材)	約175㎡(床材:木材、石材)
収容人数	120名程度(最大150名)	60名程度(最大72名)
主な設備	【基本設備】 机60台、椅子150脚 ステージ(折りたたみ式)、演台、司会台 バトン(800cm)、案内板 【映像設備】 プロジェクタ、200インチスクリーン 液晶ディスプレイ、DVD プレーヤー 【音響設備】 マイク(ワイヤ2、ワイヤレス2、ピン1) CD プレーヤー	【基本設備】 机30台、椅子72脚 ステージ(折りたたみ式)、演台、司会台 案内板 【映像設備】 プロジェクタ、150インチスクリーン DVD プレーヤー 【音響設備】 マイク(ワイヤ2、ワイヤレス2) CD プレーヤー
駐車場	一般駐車場84台、障がい者駐車場3台、大型駐車場3台、第2駐車場(芝生)	

○使用時間

全日 9時～17時(例:11時～15時使用の場合は全日となります。)

半日 午前:9時～13時、午後:13時～17時

※催事の運営および撤去作業等も使用時間に含まれます。

○基本使用料・特別使用料

使用料金は次のとおりです。

なお、使用料金は、前納です。農業総合センター使用承認書と同時に納入通知書をお送りしますので、納付期限までに最寄りの金融機関(郵便局を除く)で納入してください。

※納入された使用料は原則返還しません。

ただし、使用者の都合により施設を使用しなくなった場合、かつその届出が使用日の5日前までであった場合には、納入された使用料の70%を返還します。

基本使用料・特別使用料の額							
施設	使用時間	農業振興の促進のため ※ ¹			その他の目的のため		
		基本使用料	特別使用料		基本使用料	特別使用料	
			営利目的使用加算料 ※ ²	準備等使用料 ※ ³		営利目的使用加算料 ※ ²	準備等使用料 ※ ³
多目的ホール	半 日	7,850	—	5,490	15,750	+15,750	11,020
	全 日	15,750	—	11,020	31,500	+31,500	22,050
大会議室	半 日	3,900	—	2,730	7,850	+7,850	5,490
	全 日	7,850	—	5,490	15,700	+15,700	10,990

※¹ 「農業振興の促進のため」

農業者や消費者を問わず、農業振興の促進のために行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動並びに農業者及び農業 団体が自らの生産物の販売促進に関して行う活動をいいます。

※² 「営利目的使用加算料」(農産物の直売など農業振興促進の活動である場合を除く。)

次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算されます。

- (1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
- (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。

※³ 「準備等使用料」 本来の使用目的の準備又は練習のために使用する場合をいいます。

○設備使用料

設備使用料は、使用者が下記表に掲げる設備を使用するときに基本使用料に加算されます。

使用料は前納です。農業総合センター使用承認書と同時に納入通知書をお送りしますので、納期限までに最寄りの金融機関(郵便局除く)で納入してください。

※納入された使用料は原則返還しません。

ただし、使用者の都合により施設を使用しなくなった場合、かつその届出が使用日の5日前までにあった場合には、納入された使用料の70%を返還します。

設備使用料の額				
施設	使用時間	設備		
		冷暖房設備	音響設備	映像設備
多目的ホール	半 日	5,250	1,050	1,050
	全 日	10,500	2,100	2,100
大会議室	半 日	2,050	500	500
	全 日	4,100	1,000	1,000

○使用者ご自身で行っていただくこと

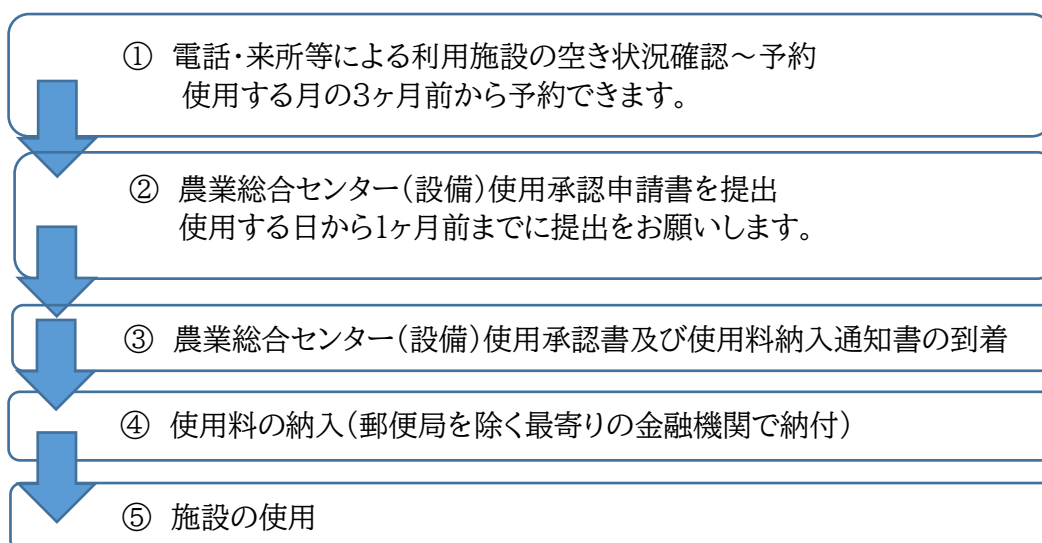
- 1 室内の机・椅子の配置変更(変更は自由です。使用後は元の配置に戻してください。)
- 2 催事来場者の駐車場誘導、整理
- 3 室内の清掃

○申込みの手続きと流れ

使用申込方法

「農業総合センター使用承認申請書」に必要事項を記入し、代表者印等を捺印して提出してください。

受付時間 9:00～ 17:00 ※祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)除きます。



○使用の変更・取消

承認を受けた催事の内容や使用施設等を変更する場合や、使用を取りやめる場合は速やかにご連絡ください。

○注意事項

- 1 次の場合は、使用を承認できません。
 - (1) 秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 施設設置の目的に反するとき。
- 2 次の場合は、使用承認の取り消し、または使用を中止させていただくことがあります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたとき。
 - (2) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
 - (3) 工事その他の施設管理のためやむを得ない事由が生じたとき。
- 3 施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできません。
- 4 館内に食堂、喫茶店などの飲食施設はありません。

多目的ホール及び大会議室の使用に関するお申込み及びお問い合わせ先は
福島県農業総合センター 事務部総務課
電 話 024-958-1706